

第三次一括法案の閣議決定について

本日、政府は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（新第三次一括法案）」を閣議決定した。

義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲を盛り込んだ新第三次一括法案を閣議決定したことは、基礎自治体を重視した真の分権型社会の構築に向けた取り組みが進展するものとして、高く評価するものである。国会におかれては、同法案の早期成立に向けて、積極的な審議を行われたい。

また、地方分権改革担当大臣の下に、地方分権改革の推進に関する専門的・実務的な議論を行う地方分権改革有識者会議が設置され、本日、第1回目の会合が行われることとなっているが、今後とも、我々基礎自治体の意見を十分に踏まえ、住民生活の向上や地域の活性化に資する、さらなる義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲及び地方税財源の充実等、基礎自治体を重視した真の分権型社会の構築に向けた改革を強力に推進されることを強く要請する。

平成 25 年 4 月 12 日

全 国 市 長 会
会 長 森 民 夫